

平成21年5月26日現在

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2006～2008

課題番号：18530607

研究課題名（和文）

地方分権制度の新展開と高校職業教育の条件整備行政の転換に関する調査研究

研究課題名（英文）

A surveillance study for the condition maintenance administration in vocational education for high school in new stage of decentralization system

研究代表者

佐藤 史人（SATO FUMITO）

和歌山大学・教育学部・教授

研究者番号：80324375

研究成果の概要：政府の三位一体の改革の一環として財政制度が変更され、産業教育振興法も2度にわたる改正が行われた。これにより施設・設備とも国庫補助が廃止され、高校職業教育の教育費の主な負担は都道府県レベルの地方自治体が担うこととなった。本研究では、地方交付税による地方時自体の独自の行財政制度の実態を調査するとともに、今後の高校職業教育行財政のあり方について検討を行った。調査によれば、改正間もないこともあり、従来の実績に応じた予算配分が行われていることが明らかにされた。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2006年度	700,000	0	700,000
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
総計	1,700,000	300,000	2,000,000

研究分野：

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：職業教育 教育行財政 地方分権 産業教育 教育条件整備

1. 研究開始当初の背景

三位一体の改革は、地方分権を財政面で推進するという目的を持っていた。高校職業教育の条件整備についても、産業教育振興法の改正で地方自治体の裁量が大きくなったといえる。これは同時に限られた財源は自治体の裁量ゆえに高校職業教育から他の教育費等へ転用されることも引き起こしかねない。高校職業教育にとっては、財源縮小による交代の機器ともなり得る重要な時期である。この時期を逃さず、財政問題を調査研究することは、行財政改革の影響を地方自治体の現実

に即して捉えることが出来、地方分権のあり方を解明する端緒となる。

高校職業教育の条件整備行政は、今回の三位一体の改革による政策・制度転換による政策・制度転換による改革に至るまで、半世紀以上も継続された制度であった。教育現場では、この制度の恩恵を受けつつもこれが当たり前の事とされ（中教審初等中等教育分科会第9回2003.9）、今回の制度改革への関心は薄いといわざるを得ない。技術教育や職業教育の性質上、施設・設備の整備状況は、教育内容・方法さらには授業内容そのものに

直接影響する重大な事柄であり、これを根底で支える財源制度の変化は教育学研究として明確に分析する必要がある。

教育行財政学研究では主要には行政面が、また行政面の研究では立法や諸制度あるいは中央行政など国家レベルの課題が取り扱われてきた。行財政はその名の通り表裏一体であり、実効性のある行政を実現する上ではその財源を確保する手立てとしての財政問題がむしろ重視される。本研究では、教育額研究においてこれまで十分ではなかった教育財政研究を地方行財政改革の中で、検討し地方分権化実現に必須の財政問題を都道府県レベルで検討するための準備段階となる。

高校職業教育にはその性格・内容から特別な施設・設備（物的教育条件）の整備と教員の配置や手当（人的教育条件）という地方財政にとっては重い課題がある。最近ではインターンシップや就業体験などが一定程度定着をみている。加えて、高校教育改革の一環として、例えば大阪府の工科高校や東京都の産業高校及び東京版デュアル・システムなど新しい取り組みが実施されている。これらは更なる教育費の増加という問題を抱えながら始められ、地方公共団体としてはこれを克服するための財源確保が不可欠になる。その反面、水産高校実習船による漁獲や農業高校による農産物はこれまでも還元金制度を通して地方公共団体に収入をもたらしている。本研究ではこうした相反する財政上の特徴を各都道府県の事情や制度を踏まえて調査・分析し、地方自治独立の機運が高まる現在において高校職業教育行財政への指針を得て、今後の展望を見いだすことを目指している。

高校における職業教育行財政制度の法的根拠となる産業教育振興法改正により、高校職業学科の施設及び設備の教育条件整備は、都道府県の行政に委ねられることになった。この制度改革の主旨は、これまでのように使途・費目を指定した国庫補助から、各分野の行財政を地方公共団体への交付税でまかない、それぞれの自立性・独自性を高めることにより、地方分権を推進することであった。こうした取り組みの一環として、教育行財政、とくに高校職業教育の財源となってきた産業教育振興法による補助規定は廃止され、各地方公共団体の裁量となった。

2. 研究の目的

地方分権化のねらいの一つとして、政府はいわゆる「三位一体の改革」を推進している。義務教育費の削減と財源委譲が最大の関心

事となっている。これに合わせて第162国会において成立した「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律」により、産業教育振興法も改正された。これにより高校職業教育の施設・設備への国庫補助のうち「設備」について国庫補助が廃止され、都道府県への交付税による整備へと転換された。この実態について、都道府県の教育条件整備の実態について調査し、三位一体の改革が及ぼす影響について調査研究することを目的とする。

3. 研究の方法

制度改革に伴う教育現場の実態面を客観的に把握することをねらいとして、都道府県レベルのいくつかにおいて、産業教育費の状況を調査し、あわせて、高校職業教育行財政制度の課題・今後のあり方等について、職業教育研究者・高校職業学科の教員などの参加・協力を得て、検討・協議し、学会・論文発表を行う。

4. 研究成果

(1) 2006年度

高校職業教育行財政制度の法的根拠となる産業教育振興法の改正に伴い、高校職業学科の教育条件整備の物的側面のうち、まずは設備が、次いで施設の国庫補助が廃止された。この制度改革に伴い、高校職業学科の教育費は地方公共団体への交付税でまかなわれることになった。このことは一方で地方分権の実現・推進を意味し、他方で都道府県等によって教育条件整備の実態に格差を生じさせることになる。そこで本年度は、制度改革に伴う教育現場の実態面を客観的に把握することをねらいとして、以下の作業課題を設定した。調査の結果は、産業教育研究会を2回開催し、職業教育研究者・高校職業学科の教員などの参加・協力を得て、検討・協議した。

①産業教育振興法改正に伴う物的条件整備の変化

これまでの高校職業学科における施設・設備に要する費用の国庫補助は、同法改正によって廃止となった。従って、設置者負担の原則に基づいて、施設・設備の整備基準は都道府県ごとに設定されることとなったが、実態として基準は未整備がほとんどである。

②地方公共団体における施設・設備の基準の実態（東京都の事例）

東京都における新制度への対応は通達等の調査によって一定程度明らかになった。今後は都教育委員会が策定している基準設定

の根拠や教育実践に及ぼす影響など、基準の評価について調査・分析する必要がある。

③技術・職業教育における教育条件整備問題の教育学的構造の解明

教育条件整備は教育財政学研究として重要な課題であるが、これまでの教育学研究では十分取り上げられてこなかった。とりわけ教育条件の整備状況が教育内容や方法に影響を与える技術・職業教育においては、物的・人的側面から研究する必要がある、構造化に着手している。中学校技術科の予算編成は市町村レベルの地方自治体の裁量に委ねられており、その実態は多様であることが予想される。これまでにこの分野の研究はほとんどされておらず、特定の事例を取り上げて詳細な実証研究が必要であることが明らかになった。

(2) 2007年度

本研究の目的である地方自治体の財政制度の実態面を客観的に把握するために、既に1980年代に地方分権化が先行した中学校の財政制度に関して調査を行い、高校職業教育における行財政制度との比較を行うこととした。東京都・名古屋市・横浜市・和歌山県の事例を調査した。調査の結果は、技術教育研究会及び産業教育研究会において、職業教育研究者・高校職業学科の教員などの参加・協力を得て、検討・協議した。以下に結果の特徴点を示す。詳細は参考資料の研究論文を参照のこと。

①地方財政の仕組みやその運用には、当該自治体が地方交付税の交付を受けているか否かによって異なる。

②自治体の学校予算編成の基準は、政令指定都市では「配当基準」に、その他の市では「単位費用積算基礎」により設定されている。

③条件整備の現実的な整備基準となる「教材・教具の細目に関する基準」は、自治体によってその設定の有無が異なる。

(3) 2008年度

高校職業教育の教育費の主な負担は都道府県レベルの地方自治体が担う。産業教育振興法の2度にわたる改正によって、施設・設備とも国庫補助が廃止された。職業教育費は国庫補助の一部を引き継ぐ「安全・安心な学校づくり交付金」制度のよるものをのぞき、地方交付税によるものとなり、都道府県独自の行財政制度へと変換した。

こうした情勢の中で、和歌山県と鹿児島県の職業教育費の変化を調査した。詳細は参考資料を参照のこと。特徴的なことをまとめれば以下の通りである。

①産振法改正以降の産業教育費は、国の財政

措置としては一部はその他の助成制度によって継続されているものの、その大部分は交付金による一般財源へと移行し、大幅な予算減が断行されている。

②和歌山県・鹿児島県の調査によれば、各年度の予算額は当該年度の事業内容（例えば大規模な実験棟の改修などの有無）による変動が大きく、産振法改正の前後による予算額の増減は確認できなかった。両県においては2008年度予算では特に職業教育費を減額するという方針は無いとの県教委担当者の見解が得られた。

③三位一体の改革では廃止された国庫補助は地方交付税による代替をもって維持することとなっているが、各都道府県では一般財源化された予算が従来通り高校職業教育のための施設設備に当てられる保証はない。設置者負担主義、地方分権主義が原則であるとはいえ、現実問題として、地方交付税制度の下では、地方財政の不均衡により、高校職業教育の物的条件整備がおろそかになることが懸念される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

①丸山剛史・尾高進 地方分権化時代における自治体の学校予算編成に関する事例研究 工学院大学共通課程研究論叢 89-98 第46-2号 2009年 査読無

②佐藤史人 産業教育振興法改正による国庫補助の廃止 技術教育研究 第67号 20-23 2008年 査読有

③本多満正 秋田市立中学校の学校予算編成と技術科教材費に関する研究 秋田大学教育文化学部紀要(教育科学)第63集 55-62 2008年 査読無

④佐藤史人・坂口謙一・佐々木享 技術科教育の物的条件整備に関する研究—地方分権化時代の予算措置を中心に— 和歌山大学教育学部附属教育実践センター紀要 No.17 101-110 2007年 査読無

[学会発表] (計2件)

①佐藤史人 A study for the trend of educational administration and finance in Japan/日本の職業教育財政の動向 Korean Technology Education Association International Conference on the Strategy of technology Education in the Paradigm Shift for Creation and Innovation 2008年 1月17日 大韓民国・太田・忠南大学校

②佐藤史人 産業教育振興法改正による国庫補助廃止の意義と今後の高校職業教育に関する条件整備について 日本産業教育学会第49回大会 2008年10月19日 鹿児島大学

6. 研究組織

(1) 研究代表者

佐藤 史人 (SATO FUMITO)
和歌山大学・教育学部・教授
研究者番号：80324375

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者

佐々木 享 (SASAKI SUSUMU)
名古屋大学・名誉教授
研究者番号：10083601

坂口 謙一 (SAKAGUCHI KENICHI)
東京学芸大学・教育学部・准教授
研究者番号：30284425

丸山 剛史 (MARUYAMA TSUYOSHI)
宇都宮大学・教育学部・准教授
研究者番号：40365549

尾高 進 (ODAKA SUSUMU)
工学院大学・工学部教職課程・講師
研究者番号：30365506

本多 満正 (HONDA MITSUMASA)
秋田大学教育・文化学部・准教授
研究者番号：20451651